A表現（歌唱）ア、イ（ア）、ウ（ア）

B鑑賞 ア（ア）（イ）、イ（ア）

1. **「歌謡曲からJ-POPへの100年」（教P.116）を読み、次の問いに答えよう。［知］**
2. **次の文章を完成させよう。**
3. **1925~60年の歌謡曲についての説明として正しいものを次から２つ選ぼう。**

ア　歌謡曲の多くは、歌手が企画し制作されることが多かった。

イ　戦前から戦後しばらくは、映画と関連付けて制作されることが多かった。

ウ　クラシック音楽やジャズの知識をもつ作曲家が曲をつくることが多く見受けられた。

エ　笠置シヅ子の歌った《東京ブギウギ》は、古賀政男によって作曲された。

1. **1960年〜の歌謡曲について、次の文章を完成させよう。**
2. **1970年〜と1980年〜のプロフェッショナルたちによる作品についての説明として正しいものを次から２つ選ぼう。**

ア　1970年代にはフリーランスの作曲家が台頭した。

イ　フリーランスの作曲家は、主にインドやアフリカの音楽に影響を受けていた。

ウ　都倉俊一の作曲の《ソルト警部》は、ピンクレディーが歌った。

エ　1980年代にアイドル歌手の黄金時代を迎えた。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 音楽ⅠレポートNo. | | 日本のポピュラー音楽に親しもう | | 教科書  『MOUSA１』 | | P.12 群青／P.15 歩いて帰ろう／  P.16 若者のすべて／P.118 真赤な太陽／P.119 クリスマス・イブ  P.27 音楽をつくる人、使う人、伝える人、楽しむ人  P.116 歌謡曲からJ-POPへの100年 | | |
| 提出日 | 月　　　日 | 氏名 |  | 得点 |  | | 評価 |  |

（各2点＝16点）

|  |  |
| --- | --- |
| **ア** |  |
| **イ** |  |
| **ウ** |  |
| **エ** |  |
| **オ** |  |
| **カ** |  |
| **キ** |  |
| **ク** |  |

（各2点＝４点）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

（各2点＝16点）

|  |  |
| --- | --- |
| **ア** |  |
| **イ** |  |
| **ウ** |  |
| **エ** |  |
| **オ** |  |
| **カ** |  |
| **キ** |  |
| **ク** |  |

（各2点＝４点）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

「（ ア ）」という言葉は、（ イ ）放送が始まった（ ウ ）年以降に、日本のポピュラー（大衆）音楽の呼称として用いられるようになった。また、「（ エ ）」という言葉は、1990年前後にラジオ放送局から生み出された。

（ ア ）や（ エ ）の制作方法は、大きく２つに分類でき、作曲、作詞、パフォーマンスなどを、それぞれの（ オ ）が担当し（ カ ）で制作する方法と、作曲、作詞、パフォーマンスなどを（ キ ）のアーティストやバンドの（ ク ）が行う方法がある。

（ ア ）年から始まった（ イ ）放送が徐々に浸透し、歌謡曲の存在感はますます強まった。作曲家と歌手が所属するレコード会社のスタジオで（ ウ ）をし、レコード会社が、製造、流通から販売まで担うという一大レコード産業システムは、この頃全盛を迎えた。

その後、歌番組に登場するスター歌手や新人歌手、（ エ ）などのために、新しい感覚の楽曲を提供する（ オ ）の作曲家への評価が高まり、レコード会社専属の作曲家に依頼するというスタイルは少なくなっていった。

（各2点＝12点）

|  |  |
| --- | --- |
| **ア** |  |
| **イ** |  |
| **ウ** |  |
| **エ** |  |
| **オ** |  |
| **カ** |  |

（各2点＝4点）

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

（各2点＝10点）

|  |  |
| --- | --- |
| **ア** |  |
| **イ** |  |
| **ウ** |  |
| **エ** |  |
| **オ** |  |

1. **1970年〜と1980年〜のアーティストたちによる作品について、次の文章を完成させよう。**
2. **1990年〜の日本のポピュラー音楽についての説明として正しいものを２つ選ぼう。**

ア　「J-POP」という呼称が生まれたのは1980年代後半である。

イ　テレビ・ドラマやCMなどとタイアップした曲がミリオンセラーになった。

ウ　制作とパフォーマンスの両方を行うアーティストは、主流とはいえなくなった。

エ　歌手の発掘・育成、作品制作までプロデュースするアーティストが注目される。

1. **2000年〜の日本のポピュラー音楽ついて、次の文章を完成させよう。**
2. **1970年〜と1980年〜のプロフェッショナルたちによる作品についての説明として正しいものを次から２つ選ぼう。**

ア　1970年代にはフリーランスの作曲家が台頭した。

イ　フリーランスの作曲家は、主にインドやアフリカの音楽に影響を受けていた。

ウ　都倉俊一の作曲の《ソルト警部》は、ピンクレディーが歌った。

エ　1980年代にアイドル歌手の黄金時代を迎えた。

1970年代には、作曲と歌唱の両方をこなすなど、（ ア ）するアーティストが現れた。その背景には、（ イ ）を中心とするイギリスやアメリカの（ ウ ）からの影響あると考えられる。彼らの音楽は、歌謡曲として捉えられることなく、フォーク、ロック、ニュー・ミュージック、テクノ・ポップといった、さまざまな（ エ ）分けも、この頃から始まった。

1980年代、（ オ ）にはあまり登場せず、ライヴ活動やレコード制作をするアーティストの活躍が目立つようになる。また、（ カ ）がアイドル歌手に作品を提供するケースも多くなった。

（ ア ）サービスや（ イ ）サービスがスタートし。楽曲へのアプローチに新しい形が生まれた。また、（ ウ ）や（ エ ）の発達により、（ オ ）の専用スタジオで作曲、演奏、録音までを行う作曲家やアーティストが増えるなど、音楽制作の環境に変化が訪れた。

1. **「歌謡曲からJ-POPへの100年」（教P.116）に掲載されている曲の中から、気になるものをいくつか聴き、お気に入りの曲を見つけよう。**
2. **実際に聴いた曲の曲名と作曲者名、演奏者名を書こう。［主］**
3. **聴いた曲の中から好きな曲を１曲選び、その印象や気に入った理由を書こう。［思・判・表／主］**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | （5点） |
|  | 曲名 | 作曲者・演奏者名 |
| １ |  |  |
| ２ |  |  |
| ３ |  |  |
| ４ |  |  |
| ５ |  |  |

|  |
| --- |
| （10点） |
| 曲名: 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　作曲者・演奏者名： |
| 曲の印象、気に入った理由 |

1. **歌謡曲や日本のポピュラー音楽を歌おう。**
   1. **次の曲のうち好きなものを１つ以上選び、ピアノ伴奏に合わせて歌おう。**

**歌った曲の曲名を○で囲もう。［主］**

・《群青》（教P.12）

・《歩いて帰ろう》（教P.15）

・《若者のすべて》（教P.16）

・《真赤な太陽》（教P.118）

・《クリスマス・イブ》（教P.119）

* 1. **歌った曲について、曲の印象や歌った感想、どのように歌いたいかなど考えたことを書こう。複数曲歌った場合は、その中の１曲を選んで書こう。［思・判・表／主］**

1. **「音楽をつくる人、使う人、伝える人、楽しむ人」（教P.27）を読み、次の文章を完成させよう。［知］**
2. **1970年〜と1980年〜のプロフェッショナルたちによる作品についての説明として正しいものを次から２つ選ぼう。**

ア　1970年代にはフリーランスの作曲家が台頭した。

イ　フリーランスの作曲家は、主にインドやアフリカの音楽に影響を受けていた。

ウ　都倉俊一の作曲の《ソルト警部》は、ピンクレディーが歌った。

エ　1980年代にアイドル歌手の黄金時代を迎えた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | （5点） |

|  |
| --- |
| （10点） |
| 曲名: |
| 曲の印象、歌った感想、どのように歌いたいか |

（各2点＝10点）

|  |  |
| --- | --- |
| **ア** |  |
| **イ** |  |
| **ウ** |  |
| **エ** |  |
| **オ** |  |

音楽などの作品（著作物）をつくった人（著作者）には「著作権」があり、それを守るために「（ ア ）」が定められている。著作権は、著作者が亡くなった翌年の１月1日から数えて、通常（ イ ）年間は存続すると定められているので、該当するものを使用するときは著作者から許諾を得て、「使用料」を支払う。なお、音楽を許諾なしで利用できる場合もある。それは個人的な利用や家庭内での利用、（ ウ ）の授業での利用、入場（ エ ）、無報酬、非営利の演奏や上演の場合である。

音楽作品を利用する立場であり伝える立場でもある演奏者やレコード会社、放送局などには、「（ オ ）」という権利が与えられている。

memo

　　――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――